

途上国が権利保護強化を求める分野

分野	主な主張国	権利保護の対象
遺伝資源	ブラジル、インド、中国など	薬品や食品などの開発に使った動植物や微生物など
伝統的文化的表現	アフリカ諸国など	民族の歌謡、舞踊、工芸品など
伝統的知識	不明	民族・宗教的儀式など古来継承されてきた知識

WIPO

特許の起源、開示義務

提案へ

途上国の権利保護強化

04-12-2

【ジュネーブ市村孝二氏】日米欧企業などが持つ特許権を巡り、途上国の権利保護を強化する新条約制定に向けた世界知的所有権機関（WIPO）の動きが加速してきている。特許を取得する場合は発明に使った伝統的な知識や動植物など生物資源がどの国にあったものかを開示するよう義務付ける。欧州連合（EU）が近く独自の開示基準案をまとめる。

WIPOが検討の土台としている途上国の提案は「遺伝資源」「伝統的文化的表現」「伝統的知識」の三分野について権利保護を求めている。ブラジル、インドなど有力途上国が最も重視するのは遺伝資源。南アフリカの先住民が食欲を抑えるために食べていたサボテンの一種から抽出した酵素をもとに、米大手製薬会社が肥満抑制薬を開発したケースは遺伝資

源利用の典型例だ。

民族が古来伝承してきた薬草から成分を抽出した薬品、途上国の土壌から採取した微生物を使って開発した薬品などに照準を合わせ、特許出願時に発明の起源がどの国にあったかを開示させる。特許の利益を還元させるのが狙いだ。

条約を制定する場合は対象範囲をどこまで広げ

るかも焦点。途上国の要求に従えば、文化的表現には民謡や手工芸品、伝統的知識には宗教的儀式なども含まれるとみられ、権利保護の対象が特許権だけでなく、著作権や意匠権などに広がる可能性も大きい。

新条約が制定されれば企業は特許に絡む利益の一部を途上国に配分するよう迫られる。